

床タイル修繕仕様書

- 1 件名 床タイル修繕
- 2 目的 西部土木みどり事務所2階の床タイル(Pタイル)について、割れ、欠け、へこみが生じている箇所を補修(塗り床塗装)するもの。
- 3 契約期間
契約締結日から令和8年12月27日まで
- 4 履行場所 京都市右京区西院西貝川町31
京都市建設局西部土木みどり事務所
- 5 数量等 塗り床塗装(Pタイル(300×300mm、t=2mm)約5㎡分)
※既存タイル剥がし及び下地はつり、下地処理を含む
※既存Pタイル廃棄 一式(場内処分可能)
- 6 支払い条件
作業完了後、適切に作業が履行されていることを確認のうえ、本契約に係る経費を支払う。
- 7 その他
 - ・ 作業は、土日祝日の9時～17時の時間内において、原則1日(最長でも2日)で行うこととするが、日程や詳細の時間帯については、担当者との調整により決定すること。
 - ・ 作業時は、当事務所職員の立会を予定している。
 - ・ 修繕対象となる床タイルは、デスク等の重たいものや、固定された配線は移動させないまま、修繕できる箇所を予定しているが、事務椅子の移動等、軽微な備品の移動については協力すること。
 - ・ 撤去したタイル等は、請負者の責任において、産業廃棄物として廃棄処分すること。(当事務所内のストックヤードへ搬入可能)
 - ・ 本仕様書に定めのない事項又は仕様書の内容に疑義が生じた場合は、担当職員と協議を行い、その指示に従うこと。
 - ・ 作業の履行にあたって知り得た情報については、第三者に漏らさないこと。また、職員の私物には触れることのないように作業を遂行すること。
 - ・ 見積書の作成、提出にあたっては、事務所執務室の状況を必ず確認すること。